

平成 24 年度あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定について

1. 「議論の整理」(平成 23 年 12 月 6 日社会保障審議会医療保険部会)(抄)

6. 給付の重点化・制度運営の効率化 (療養費の見直し)

- 柔道整復等の療養費について、審査体制の強化などその適正な支給を求める意見が多かったこと、会計検査院等からも指摘を受けていること、療養費は国民医療費の伸びを近年上回って増加している現状などを踏まえ、平成 24 年度療養費改定において適正化するとともに、関係者による検討会を設け、中・長期的な視点に立って、柔道整復療養費等の在り方を見直しを行う。

2. 基本的考え方 (案)

- 療養費の額について、柔道整復療養費や国民医療費全体を上回り伸びている状況。
- 療養費の支給状況をみると、施術回数や往療回数等に都道府県差があり、あん摩マッサージ指圧について往療料(※)の占める割合が大きくなっている状況にあることから、それぞれの施術の特性を踏まえた見直しを行う。
※歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給。
- その他、施術者に施術録の整備を求めるなどの運用見直しを行う。

3. 柔道整復療養費等の改定率について

- 療養費が国民医療費の伸びを近年上回って増加している現状などを踏まえ、改定率をどの様な水準にするか。
(参考)
平成 24 年度診療報酬改定率 + 0. 00%